

令和3年2月10日  
九州地方整備局  
佐賀河川事務所

## 記者発表資料

### 令和3年度 災害時協力会社の公募資料の「再配布」について

・令和3年2月1日付け記者発表「令和3年度 災害時協力会社の公募について」に関し、「I. 佐賀導水路における応急対策業務(巡視)」について、「参加資格要件」の見直しを行いましたのでお知らせします。

#### ○見直し箇所

#### 2. 公募内容

#### I. 佐賀導水路における応急対策業務(巡視)

公告文 「2. 参加資格要件」(4)本店の所在地

※令和3年2月1日付け記者発表「令和3年度 災害時協力会社の公募について」内の「1. 公募期間」「2. 公募内容ⅡからⅤ」については変更ありません。

問合せ先：国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所  
技術副所長 田中 満昭  
管理課長 山下 繁昭  
TEL：0952-41-8801  
FAX：0952-41-8802

協定名：佐賀河川事務所管内の佐賀導水路における応急対策業務に関する基本協定

令和3年2月1日付け公告をしまして上記協定について、下記のとおり変更します。

### 1. 公告

修正箇所	現 行	変 更 後																				
2. 参加資格要件 (4)	<p>(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、表-1に示す所在地に建設法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。</p> <p>(表-1) 各出張所等管内における該当本店所在地</p> <table border="1" data-bbox="579 1041 770 1892"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>出張所管内</th> <th>対象区間名</th> <th>協定締結者数</th> <th>本店の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀導水路</td> <td></td> <td>佐賀導水路及 び城原川ダム 区間 1～8</td> <td>8社程度</td> <td>佐賀市、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	出張所管内	対象区間名	協定締結者数	本店の所在地	佐賀導水路		佐賀導水路及 び城原川ダム 区間 1～8	8社程度	佐賀市、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町	<p>(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、表-1に示す所在地に建設法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。</p> <p>(表-1) 各出張所等管内における該当本店所在地</p> <table border="1" data-bbox="579 129 770 969"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>出張所管内</th> <th>対象区間名</th> <th>協定締結者数</th> <th>本店の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀導水路</td> <td></td> <td>佐賀導水路及 び城原川ダム 区間 1～8</td> <td>8社程度</td> <td>佐賀市、鳥栖市、神崎市、<u>小城市</u>、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	出張所管内	対象区間名	協定締結者数	本店の所在地	佐賀導水路		佐賀導水路及 び城原川ダム 区間 1～8	8社程度	佐賀市、鳥栖市、神崎市、 <u>小城市</u> 、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町
水系名	出張所管内	対象区間名	協定締結者数	本店の所在地																		
佐賀導水路		佐賀導水路及 び城原川ダム 区間 1～8	8社程度	佐賀市、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町																		
水系名	出張所管内	対象区間名	協定締結者数	本店の所在地																		
佐賀導水路		佐賀導水路及 び城原川ダム 区間 1～8	8社程度	佐賀市、鳥栖市、神崎市、 <u>小城市</u> 、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町																		

# 公 告

(佐賀河川事務所管内の佐賀導水路における応急対策業務に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

令和3年 2月 1日

国土交通省九州地方整備局  
佐賀河川事務所長 亀園 隆

## 1. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の目的

本協定は、佐賀河川事務所が管理する佐賀導水路区間において、出水に伴う佐賀導水施設の運転を実施するため事前の巡視、に資することを目的としている。

### (2) 基本協定区間

基本協定締結区間は別表－1を予定しており、各区間毎に基本協定を締結するものとする。

### (3) 協定期間 令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月31日

### (4) 本協定締結者の選定については、災害時等における河川巡視、災害時応急復旧工事等の協定締結の実績及び技術者、資機材保有状況、佐賀河川事務所における工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結者を選定する。

評価については、希望した佐賀導水路で提出された技術資料を評価し、協定締結区間数を目安に上位者を協定締結者として選定するものとし、各協定締結区間については、協定締結者選定後、佐賀河川事務所において決定する。

なお、申請者が資格を有している場合でも、評価等によっては協定を締結しないこともある。

### (5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に巡視を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。また、巡視の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の巡視は行わないことを付記する。

## 2. 参加資格要件

### (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

### (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係るB等級又はC等級、D等級の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。) )

なお、令和3年4月1日時点において認定されていない者の行った協定は、競争に参加する資格を有しない者の行った協定として、当該協定を無効とする。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 九州地方整備局の管轄区域の内、表－1に示す所在地に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

（表－1） 各出張所等管内における該当本店所在地

水系名	出張所管内	対象区間名	協定締結者数	本店の所在地
佐賀導水路		佐賀導水路及び城原川ダム区間 1～8	8社程度	佐賀市、鳥栖市、神埼市、小城市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町

- (5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和3・4年度の一般土木工事に係るB等級又は、C等級、D等級の一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の申請中又は申請予定であること及び、令和4年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号（電話 0952-41-8801）  
 国土交通省九州地方整備局 佐賀河川事務所 （fax 0952-41-8802 代表）  
 管理課専門職 中島 （内線 340）

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和3年2月1日（月）から令和3年2月24日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号  
 国土交通省九州地方整備局 佐賀河川事務所 2F 執務室内
- ③ 手渡し又はその他の交付  
 手渡し以外のFAX又はメールでの交付を希望する際は、担当部局(管理課)へ電話を行い、交付方法の確認を行うこと。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和3年2月1日（月）から令和3年2月24日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.（1）に同じとする。
- ③ 提出方法：郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）を原則とするが、持参も認める。  
なお、持参する場合は、担当部局(管理課)へ事前に連絡すること。

#### 4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。  
佐賀導水路、別途公告の嘉瀬川ダムの間については、重複した申請を認めるものとする。